

13 子どもの居場所と成長環境の充実

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 学童期の子どもの成長を支える

●学童クラブ

学童クラブは、保護者の就労等により保育を必要とする小学校に在籍する児童の健全育成を図る施設である。28年度末現在、92の区立学童クラブを開設している。

内訳は、89学童クラブ（児童館・厚生文化会館・地区区民館内29、小学校内47、単独13）と3ねりっこ学童クラブ（ねりっこ学童クラブの詳細は、本ページ右側の「練馬型放課後児童対策事業「ねりっこクラブ」を参照。）となっている。

昭和57年度から軽・中度障害児も受け入れており、平成28年度末現在、83クラブに153人（内、ねりっこ学童クラブでは3クラブに7人）が在籍している。

また、27年度から一部の学童クラブで、高学年（小学校4～6年生）の受入れを行っている。

1 保育日

月曜日～土曜日（国民の祝日、12月29日～1月3日を除く）

2 保育時間

- (1) 月曜日～金曜日：放課後～午後6時（夏休み等の学校休業日は午前9時～午後6時）
- (2) 土曜日：午前9時～午後5時

注：28年度末現在、区立委託学童クラブ（28）および、ねりっこ学童クラブ（3）では、朝（午前8時から）と夕方（午後7時まで）の延長保育を実施している（有料）。

【留守家庭児童数と学童クラブ在籍者数の推移】

各年10月1日現在

年 度	26	27	28
学校数	65校	65校	65校
児童数	15,980人	16,538人	16,503人
留守家庭児童数	5,461人	5,858人	6,184人
	34.2%	35.4%	37.5%
学童クラブ数	92か所	92か所	92か所
在籍者数と 在籍者数割合	3,884人	4,141人	4,325人
	71.1%	70.7%	69.9%

注：①留守家庭児童とは、父母（保護者）が就労などにより放課後に家庭で保育を受けられない状態にある児童。（区内学童クラブ在籍児童含む）

②児童数は1～3年の在籍児童数、在籍者数の割合は、留守家庭児童数に対する学童クラブ在籍者数の割合。

③学童クラブ数、在籍者数にはねりっこ学童クラブを含む。

●学校応援団

PTAや町会・自治会などの地域住民からなる「学校応援団」は、小学校の児童および地域のために学校施設を有効活用し、地域の人材を確保して、「児童放課後等居場所づくり（ひろば）事業」や「学校開放事業」を行っている。

16年度から事業を開始し、23年3月末までに全小学校65校に設置した。

地域の人材を活用した「地域教育資源活用事業」や学校施設を活用した「学校施設活用事業」、登下校時児童安全誘導などを行う「安全管理事業」を実施している学校もある。

ひろば事業では、児童は、放課後帰宅せずにそのまま、学校の校庭、図書室、体育館、ひろば室などで、自主遊びや宿題、読書などを行うことができる。

また、学校応援団が、地域の人々の知識や経験を活かした企画・運営をする点に特色がある。

●練馬型放課後児童対策事業「ねりっこクラブ」

ねりっこクラブは、小学校の施設を活用して、「学童クラブ」と「学校応援団ひろば事業」のそれぞれの機能や特色を維持しながら、一体的に運営する事業である。

保育を必要とする児童を対象とした「ねりっこ学童クラブ」と、実施校の児童なら誰でも登録できる「ねりっこひろば」があり、児童の成長などに合わせて選択することができる。

28年4月から3校で開始し、29年4月から8校（豊玉小、田柄第二小、向山小、中村西小、北町西小、高松小、関町小、大泉学園小）で実施している。31年度までに20校、将来的には全小学校での実施を目指す。

なお、「ねりっこ学童クラブ」の保育日、保育時間などは区立学童クラブと同じである。

●夏休み居場所づくり事業

夏季休業期間における子どもたちの安全な居場所づくり、学童クラブの待機児童対策等として、学校応援団ひろば室を活用して児童の見守りを行っている。

【夏休み居場所づくり事業実施状況】

年 度	26	27	28
実施校数	6校	8校	8校

●放課後児童等の広場（民間学童保育）事業

NPO 法人その他の団体が実施する子育て支援事業で、区の基準を満たしている場合に、区が運営費等の一部を助成する。平成 28 年度末現在、5 か所で運営されている。

(1) 「放課後児童の広場」事業

放課後の保育が受けられない小学生を対象に、放課後や学校休業日の居場所を提供し、健全育成を図る。

(2) 「子育ての広場」事業

乳幼児を持つ親子が気軽に集い、交流できる場を提供する。

(3) 「乳幼児の一時預かり」

保護者の代わりに乳幼児を一時的に預かり保育する。

●児童館（室）

幼児・小学生などの健全育成を図るため、「室内遊び場」として児童館（室）を設置している。

28 年度末現在、児童館等の施設は児童館 17 か所、厚生文化会館児童室 1 か所、地区区民館 22 か所である。28 年度は、1 日平均で 1 館（室）当たり 91 人の児童が利用した。

〔児童館（室）利用状況の推移〕

（単位：人）

館名	年度	26	27	28
（児童館）				
栄 町		30,747	30,377	31,380
中 村		63,193	61,860	63,491
平 和 台		34,438	36,813	39,543
春 日 町		26,446	28,869	32,111
北 町		30,024	34,081	35,227
光 が 丘		50,567	50,227	55,302
光が丘なかよし		79,926	79,110	86,970
土 支 田		31,238	33,259	33,799
南 田 中		47,889	45,688	45,129
三 原 台		32,429	17,650	38,816
石 神 井		31,642	31,751	25,332
石 神 井 台		41,151	45,518	42,071
上 石 神 井		36,396	38,385	41,233
関 町		38,172	33,416	33,731
東 大 泉		41,243	45,627	70,979
西 大 泉		30,501	30,791	33,581
北 大 泉		30,098	29,676	28,598
（児童室）				
厚生文化会館		30,821	30,006	30,559
地区区民館		370,636	419,838	319,441
合 計		1,077,557	1,122,942	1,087,293

注：高松地区区民館は改修工事のため、28 年 3 月から 29 年 3 月まで休館した。

児童館（室）では、遊びの指導や各種クラブ活動のほか、映画会、子どもえんにちなどの催しを行っている。また、つぎのような事業を行っている。

1 乳幼児や保護者対象事業

乳幼児を対象とした子育て支援事業や、保護者を対象とした子育てに関する事業を行っている。

また、子育てに関する相談事業、子育てサークルの支援、子育て情報の提供等、子育てネットワークの構築のための積極的な事業展開を行っている。

2 中高生向け事業

栄町・石神井・北大泉・土支田・春日町・中村・南田中・北町・関町・石神井台・西大泉・三原台の 12 児童館では週 2 回、光が丘・上石神井・平和台・東大泉の 4 児童館では月～土曜日に、「中高生の居場所づくり事業」として中高生のための時間を設けている。

中高生の居場所と自己実現の場として交流や音楽活動等を行っており、通常の利用時間が午後 6 時までのところ、実施日は中高生だけが午後 7 時まで児童館で過ごすことができる。

3 光が丘なかよし児童館の事業

(1) 「中高生の居場所づくり事業」

月～土曜日の午後 6 時 15 分から午後 8 時に夜間開放を実施している。

(2) 「親子のふれあう場等提供事業」

日曜・祝日の午前 9 時から午後 5 時まで施設開放を実施している。